

広島県告示第六百三十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年十一月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

原田整形外科病院	名 称	広島市安佐南区上安二丁目一五番二七号	所 在 地	平成三二年一月三日	効力を有する期限	更新	備 考
----------	-----	--------------------	-------	-----------	----------	----	-----